

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（病気休暇）</p> <p>第13条 2</p> <p><u>（2）前号</u>以外の負傷又は疾病の場合 90日 （特別休暇）</p> <p>第14条 2</p> <p>（5）の2 妊娠中の職員が妊娠に起因するつわり等のため勤務することが著しく困難な場合 14日の範囲内において必要と認める期間 （<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休日及び休暇）</p> <p>第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休日及び休暇については、別に条例で定める。</p>	<p>（病気休暇）</p> <p>第13条 2</p> <p>（2）結核性疾患の場合 1年</p> <p><u>（3）前2号</u>以外の負傷又は疾病の場合 90日 （特別休暇）</p> <p>第14条 2</p> <p>（<u>臨時的に任用される職員</u>の勤務時間、休日及び休暇）</p> <p>第18条 地方公務員法第22条第5項の規定により<u>臨時的に任用される職員</u>の勤務時間、休日及び休暇については、別に条例で定める。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。